

年月日: 2011年5月18日(水曜日) 16時 — 18時
場所: 会議所会議室
テーマ: 有限会社法の疑問点

I.- 関連法規 (Legislação Pertinente):

**1.1.- 有限会社法 - (Sociedade Limitada - Lei n. 10.406, de 10-01-2002. =
民法の Livro II, Capítulo IV da Sociedade Limitada, art. 1052 a 1087)**

1.2.- 株式会社法 - (Sociedade por Ações - Lei n.º 6.404, de 15-12-1976)

SP. 17-05-2011

FLAVIO T. OSHIKIRI

SOCIEDADE LIMITADA

2

SÓCIO (出資者)

SÓCIO(出資者)

SOCIEDADE (会社)

ASSEM. OU REUNIÃO DOS SÓCIOS

(出資者総会又は出資者会議)

CONS. DE ADMINIST.

(経営審議会)

DIRETORIA

(取締役会)

質問内容

1.- 出資者や役員**の義務、責任**：

会社に資金はなくても、出資者、役員に **納税の 滞納、労働法の賠償支払い義務は生じるのか。**

2.- 役員には外国居住者はなれないのか。

3.- 非常勤取締役、または相談役というポジションは設けることが可能か。

4.- 株式会社のように概念として取締役会と出資者は別ということはあるのか。

5.- 会社の解散はあるのか。どのような場合に認められず破産申請をするのか。

- 6.- 役員だけで決められること、出資者の承認がいる事項はなにか。
- 7.- 会社役員と労働法との関係。
- 8.- 役員に責任をとらせを退職を強制させることはできるのか
- 9.- 役員の現地登用では出資者にする必要があるのか。
- 10.- その他の疑問

SP. 17-05-2011
F.T.OSHIKIRI